

# 市政に対する一般質問



下忍の調節池に  
こしん

小野寺 貴男（しきなみ）



**問** 下忍調節池の平常時の利活用について、市が利活用できるエリアは、調節池の西側2ヘクターほどと理解しているが、そこを太陽光発電事業者に貸付け、その賃貸料収入により、下忍調節池及び周辺の草刈りなどの維持管理費を捻出できるのではないかと考えている。例えば、川島町の梅ノ木古凍貯水池のフロート式メガソーラーシステムについて調査・研究してはどうか。

**答** 本市としては、市民をはじめ多くの方に利活用をいただける利活用を第一に考えているが、議員提案のフロート式メガソーラーシステムの運用による維持管理費の削減は効果的な手法の1つである。引き続き様々な角度から幅広く調査・研究していきたい。

**問** 下忍調節池は、多くが県の管轄になると思われるが、調節池周辺の橋や市道についての要望が市に多数寄せられているようで、そうした地元の方々からの要望に対応できているのか。

**答** 地元自治会を含め、忍川浸水対策重点地域緊急事業に関連した要望を伺っている。これらの要望に対しては、行田市忍川浸水対策連絡協議会での意見交換のほか、適宜、地元自治会との打合せ会を行っており、今後においても、協議会を活用した意見交換を行いながら円滑な事業の推進に向けて、埼玉県と連携しながら早期完成に努めていきたい。

## その他の主な質問

○特定外来生物（アライグマ）対策について

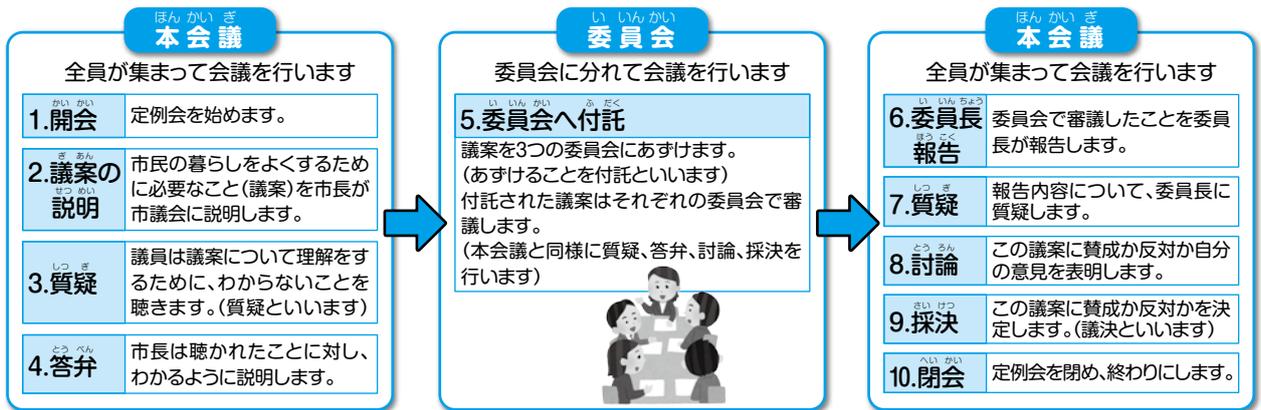
○グリーンアリーナのメインアリーナ等へのエアコン設置実現性について

## 議会のしくみ

市議会は毎年4回（3月、6月、9月、12月）開かれる会議（定例会といいます）と急いで決めなくてはならないことがあるときに開かれる会議（臨時会といいます）があります。

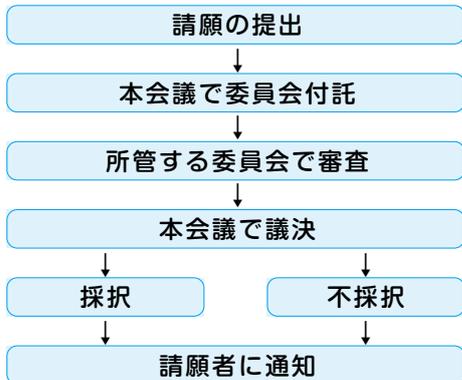
会議では、市議会議員と市長、市長の仕事を補助する市の職員で、市の仕事の計画やお金の使い方などを審議します。

また、会議には市議会議員が全員で審議する「**本会議**」と市議会議員が分担してくわしく審議する「**委員会**」があります。



## 請願審査の流れ

誰でも、市政についての要望や意見などを請願書として市議会へ提出することができます。



※採択した請願は市長等の執行機関に送付します。送付を受けた執行機関においては、議会の意思を尊重して、請願の内容について誠実に処理することが求められています。

## 市議会への請願の提出方法

- 1 件名、要旨、提出年月日、請願者の住所を記載し、氏名（法人及び団体の場合は、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）を署名又は記名押印してください。
- 2 議員の紹介が必要で、請願書の表紙に署名又は記名押印してもらってください。
- 3 内容が2件以上にわたるときは、1件ごとに提出してください。
- 4 定例会の招集日の7日前（原則として）までに提出された請願は、その定例会で審議されます。
- 5 詳しいことは、市議会事務局までお問い合わせください。  
☎ 553-1550

〇〇〇〇に関する請願  
令和 年 月 日  
行田市議会議員  
〇〇〇様  
請願要旨  
↓  
請願者 住所  
氏名  
紹介議員 氏名